伊勢崎市屋外広告物規制図

凡例	
地域等区分	
	禁止地域
	第１種許可地域
	第２種許可地域
①	景観形成型広告物整備地区（都心交流拠点景観重点区域）
②	景観形成型広告物整備地区（広域交流拠点景観重点区域）
③	景観形成型広告物整備地区（西部幹線周辺景観重点区域）
④	景観形成型広告物整備地区（坂東大橋石山線周辺景観重点区域）
⑤	景観形成型広告物整備地区（境島村景観重点区域）

ただし、図上で禁止地域に指定されていない道路、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地は、禁止地域です。

上記の地域等は、伊勢崎市屋外広告物条例に規定されています。

凡例	
区域施設区分	
	行政界
	都市公園
	都市計画道路
	都市高速鉄道

桐生市

みどり市

前橋市

太田市

玉村町

埼玉県 本庄市

埼玉県 深谷市

伊勢崎市役所

① 景観形成型広告物整備地区（都心交流拠点景観重点区域）

② 景観形成型広告物整備地区（広域交流拠点景観重点区域）

③ 景観形成型広告物整備地区（西部幹線周辺景観重点区域）

④ 景観形成型広告物整備地区（坂東大橋石山線周辺景観重点区域）

⑤ 景観形成型広告物整備地区（境島村景観重点区域）

※本図は屋外広告物規制の概略を示すものですので、詳細は市役所都市計画課でご確認ください。

0 200 1000 2000m